

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年11月3日 10時29分ごろ
発生場所	関門港（関門航路第18号灯浮標） 小倉日明防潮堤灯台から真方位020° 630m付近 （概位 北緯33° 54.7′ 東経130° 53.3′）
事故の概要	貨物船明凜丸は、航行中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 明凜丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141394、岡田海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 灯浮標 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 高潮時、潮流 西流約7.6ノット（kn）（早鞆瀬戸）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で操船して、関門航路を西進した。</p> <p>本船は、船長が、手動操舵により、約10knの対地速力で目視により関門航路第18号灯浮標（以下「本件ブイ」という。）を船首方に見る針路で西進中、右舷前方から関門航路を東進中の大型船が見えたので、本件ブイを右舷方に見て通過しようと思い左舵を取ったところ、約7.6knの潮流（西流）により圧流されて、本件ブイに衝突した。</p> <p>船長は、本事故時強い西流であることは承知していたので、圧流されることを考えて本件ブイの北側を（左舷方に見て）通過する針路とし、目視だけでなくレーダーで船位の確認をすれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、西進中、左舷方から約7.6knの潮流（西流）を受け右舷前方から大型船が反航する状況下、船長が本件ブイを右舷方に見て通過しようとして左舵を取って本件ブイに接近したことから、船体が圧流されて右舷船尾部が本件ブイに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、左舷方から約7.6knの潮流（西流）を受け右舷前方から大型船が反航する状況下、船長が本件ブイを右舷方に見て通過しようとして左舵を取って本件ブイに接近したため、船体が圧流されて右舷船尾部が本件ブイに衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、灯浮標や他船を認めた際、レーダーで船位を確認し、十分な距離を確保して航行すること。
--------------	---